

## 特定外来生物防除等対策事業実施要領

### 第1 用語

この実施要領において使用する用語は、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）において使用する用語の例による。

### 第2 目的

この実施要領は、交付要綱第2条の規定に基づく事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討されている生物による生態系、人の生命又は身体に係る被害の防止のために行う事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

### 第3 間接交付金の交付事業

#### (1) 交付の対象となる事業及び経費

間接交付の対象となる事業は、交付要綱別表1に掲げる事業のうち、本実施要領別表1に定める要件を満たすものとし、交付事業者は、これらに要する経費のうち、別表4に掲げる間接交付事業の対象経費について、交付金の範囲において間接交付金を交付する。

#### (2) 間接交付金の交付の申請者

間接交付金の交付を申請できる者は別表2のとおりとする。

#### (3) 交付額の算定方法

間接交付金の交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額、別表3の第2欄に掲げる間接交付経費の支出予定額及び第3欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に第4欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とするものとする。

ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (4) 交付事業の実施体制等

交付事業者は、交付事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接交付金の交付（交付申請書の採択から間接交付金の支払までを含む。）

イ 間接交付事業者の指導監督

ウ 間接交付事業に対する問合せ等への対応

エ 上記に関する付帯業務

#### (5) 交付規程の内容

① 交付要綱第20条の規定による交付規程は、交付要綱第4条から第19条、第21条から第23条、第28条及び第29条に準じた事項その他の必要な事項を記載するものとする。

② 間接交付金の交付手続等について、交付要綱第26条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

#### (6) 間接交付事業者の採択

自然環境局長は、間接交付金交付先の採否に関する審査を、別表5に沿って実施し、結果を交付事業者へに通知する。

交付事業者は、自然環境局長から通知された審査結果に基づき、間接交付事業者の採択を行う。

#### (7) 間接交付事業の着手

間接交付事業者は、原則として、交付決定に基づき、間接交付事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて間接交付事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手をしようとするときは、速やかにその旨及びその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を交付事業者へに提出するものとする。

#### (8) 間接交付事業の表示

交付事業者は、間接交付事業により整備された設備及び機械器具には、事業の趣旨を考慮し

つつ環境省の間接交付事業である旨を明示するよう、間接交付事業者に指示しなければならない。

また、間接交付事業者が、市町村（特別区を含む。）に対して、交付金の交付を行う事業（以下、「再間接交付事業」という。）についても同様とし、交付事業者は間接交付事業者に対し、間接交付事業者から再間接交付事業者に対して同様の指示を行うよう命じなければならない。

#### (9) 間接交付事業の指導監督

① 交付事業者は、間接交付事業の実施状況を把握し、間接交付事業者に対して間接交付事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適切に大臣に報告するものとする。

② 交付事業者は、間接交付事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接交付事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

#### (10) 間接交付事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領及び交付規程に基づき、間接交付事業者から間接交付金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、交付事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

#### (11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の交付事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

### 第4 指導監督

#### (1) 交付事業の適正な実施の確保

大臣は、交付事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、交付事業者による交付事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

#### (2) 間接交付事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接交付事業が交付要綱第8条第三号イ及びロに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接交付事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

### 第5 その他

交付事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

#### 附則

この実施要領は、令和5年2月27日から施行する。

#### 附則

1. この実施要領は、令和6年4月30日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、令和6年度予算に係る交付金から適用し、令和5年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

#### 附則

1. この実施要領は、令和7年1月16日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、令和7年度予算に係る交付金から適用し、令和6年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

#### 附則

この実施要領は、令和8年3月2日から施行し、施行日以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別表1 間接交付事業の要件

	要件の内容
1	<p>交付要綱別表第1第1欄の(1)に掲げる事業の実施に当たっては、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア) 次のi)、ii) どちらにも該当すること。</p> <p>i) 以下のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定外来生物等の分布が全国的には局所的である場合</li> <li>・ 分布拡大の最前線であって、早期に防除を実施しなければ近隣地域に分布拡大するおそれが高い場合</li> <li>・ 地域の重要な自然資源に重大な被害を及ぼす又はそのおそれが高い場合</li> </ul> <p>ii) 効果的な防除手法が既に開発されている、又は開発が可能である等、被害を効果的に抑制できる目標を立て得る場合</p> <p>イ) 全国的にまだ前例のない効果的・効率的な防除手法開発や他の模範となる防除であること。</p>
2	<p>間接交付事業の効果に関する客観的な指標を設定するとともに、交付申請に当たってその目標を設定しているものであること。また、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下、「地方公共団体」という。）が再間接交付事業を採択する場合にも、再間接交付事業者に対してこれらの設定を求めること。ただし、個別の再間接交付事業において指標及び目標を設定することが困難な場合については、地方公共団体において対象となる再間接交付事業全体での事業の効果に関する客観的な指標及び目標を設定するものとする。</p>
3	<p>交付要綱別表第1第1欄の(1)に掲げる事業であって、地方公共団体が再間接交付を行う場合にあつては、地方公共団体は総事業費のうち1/4以上を負担するものであること。ただし、市町村（特別区を含む。）が行う事業であつて、都道府県が特定外来生物等の生息状況及び被害状況に応じ、適切に取りまとめて間接交付事業を申請する場合を除く。</p>

別表2 間接交付事業者

1. 間接交付事業	2. 間接交付事業者
(1) 特定外来生物防除事業	地方公共団体
(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業	
(3) 外来種対策戦略検討等事業	

別表3 間接交付経費及び交付率

1 間接交付事業	2 間接交付経費	3 基準額	4 交付率
(1) 特定外来生物防除事業	間接交付事業を行うために必要な別表4に定める経費（再間接交付経費の内容についても同様とする。）	大臣が承認した額	1 / 2 以内
(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業			定額（250万円、定額を超えた分は1 / 2以内）
(3) 外来種対策戦略検討等事業			

※ただし、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は対象とならないものとする（他の補助金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く）。

※（1）事業については、1期3年間以内とし、あらかじめ設定した事業の効果に関する客観的な指標の達成状況等の評価を踏まえ2期目も交付を受けることができるものとする。災害や生態系保全上当初想定し得なかった大きな状況の変化等特殊な場合を除き客観的な指標の達成状況が不十分と認められる場合は2期目の交付は行わない。3期目以降も同様とする。

※（2）事業及び（3）事業については、原則2年間以内とする。

※（2）事業に限り、再間接交付事業を実施する場合には、交付率を「再間接交付を実施しようとする案件数」に250万円を乗じた金額を定額とし、定額を超えた分については1 / 2以内を配賦することができるものとする。ただし、再間接交付事業者が本事業において交付事業者及び間接交付事業者を経由して1案件ごとに交付を受けることができる国庫補助金の額は、250万円を定額とし、定額を超えた分については1 / 2以内とする。

別表4 間接交付経費の区分と内容

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金等	日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬、給与、期末手当の支払に要する費用をいう。

10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満 16 歳以上の者の行う活動に係る無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいう。ただし、全体事業費の 3 割を超えないものとする。
13 その他	その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費をいう。

別表 5 審査基準関係

間接交付事業の審査基準関係

（「間接交付事業」とは、交付要綱別表第 1 第 1 欄の（1）～（3）を指す。）

項目	審査基準	備考・補足
1. 目的・目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象種の侵入状況や被害状況等、地域の外来生物対策上の課題と取組の現状が事業背景に明確に記述されていること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業背景を踏まえた、実現可能性の高い適切な目標、保全対象が設定されていること。</li> <li>事業背景を踏まえ、事業内容と関連した妥当な事業目標となっていること。</li> <li>目標達成の時期が定められており、事業の着地点が明確になっていること。</li> </ul>	
2. 成果指標の妥当性	以下の観点で、事業の効果に関する客観的な指標を設定していること。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業目標に見合った妥当なアウトプット指標が設定されていること。</li> <li>客観的・定量的に事業成果の評価が可能なアウトプット指標が設定されているか（達成率の算出方法、その方法の妥当性等）。</li> <li>積極的・野心的な指標が設定されているか。</li> <li>最終目標年度が設定されているか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業目標に見合った妥当なアウトカム指標が設定されていること。</li> <li>客観的・定量的に事業成果の測定が可能なアウトカム指標が設定されているか（達成率の算出方法、その方法の妥当性等）。</li> <li>積極的・野心的な指標が設定されているか。</li> <li>最終目標年度が設定されているか。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業成果を定期的に評価する体制や枠組みが設けられており、PDCAサイクルにより事業内容の改善が見込まれるか。</li> </ul>	
3. 事業計画の妥当性	<p>戦略性、実現可能性、防除手法や体制等の観点から、妥当な事業計画が策定されているか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業効果を高める以下のような工夫がみられるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*民間企業、関係団体、隣接自治体等、申請者以外との連携体制が構築されているか。</li> <li>*特定外来生物の侵入・定着フェーズや分布域に応じた事業計画であるか。</li> <li>*根絶又は低密度管理状態を短期間で実現することが見込まれるものか。</li> <li>*専門家や試験研究機関等との連携や既存の防除マニュアルや既存備品の活用等</li> </ul> </li> <li>事業目標及び成果指標の達成に向けて、当該取組がどのように関係・寄与するのか、論理的・具体性のある計画か。</li> <li>特に、積極的にICT等の新たな技術を活用する工夫がみられるか。</li> </ul>	間接交付事業・再間接交付事業に共通
	<ul style="list-style-type: none"> <li>再間接交付事業者の取組を間接交付事業者が管理、監督する方法に具体性があるか。</li> </ul>	再間接交付事業のみ
4. 過年度事業の達成状況及び効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の達成状況及び過年度の成果から鑑み、事業が過年度の事業計画に沿って適切に実施され、効果を上げているか。</li> <li>過年度事業の実施により、事業対象地において、対象種による被害の抑止が図られる、又は、事業効果に寄与する成果が得られたか。</li> <li>事業開始時点で分布が確認されていた地域における根絶の達成、分布域を縮小させることに成功したか。</li> <li>地方公共団体の管轄内において、事業開始時と比較し、新たに分布域が拡大した地域がないか。</li> <li>過年度事業を振り返り、課題を踏まえた改善点を提示しているか。</li> </ul>	
5. 国の主要施策との関係性	<ul style="list-style-type: none"> <li>防除実施計画、生物多様性地域戦略、特定計画（鳥獣保護管理法）その他計画に基づいた防除事業であるか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施により、生態系保全上重要な地域における生態系の保全が促進されること。</li> </ul>	必ずしも保護区等である必要はなく、都市部における緑道等、地域生態系における重要性が見込まれるものであれば該当する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象種が明示され、それらが防除等の対象となる特定外来生物との生物間相互作用を有していること。</li> </ul>	
6. 科学	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインや論文、マニュアル、手引き等、既存の知見の活用が図られていること。</li> </ul>	

的知見に基づく事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施にあたり、専門家との連携が行われ、科学的な知見からの指導、検討が行われていること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家の意見が事業計画に随時取り入れられる体制が確保されていること。</li> </ul>	
7. 事業成果の評価体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当年度の事業成果を年度末に評価し、次年度の計画策定に効果的に反映する体制が構築されていること。</li> <li>・評価時点で得られている成果を今後の事業実施に効果的に生かすことが可能な事業計画であること。</li> </ul>	左記2項目の記載内容を鑑みて総合的に判断する。
8. 責務規定を踏まえた都道府県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が市町村に対して実施する間接交付事業であること。</li> <li>・都道府県と市町村の役割分担が明確になされ、連携促進等の取組の具体性が図られた事業計画であるか。</li> </ul> <p>※「特定外来生物被害防止基本方針」（令和4年9月20日閣議決定）における都道府県の役割を参照。</p>	
9. 費用低減の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用低減又は事業能率化のための取組みについて、その内容が具体的に記述されているか。</li> <li>・上記取組みによって見込まれる費用の低減額や、事業能率の上昇量等について、定量的な表現で示されているか。</li> </ul>	

なお、これらの加点要素に該当する実態があったとしても、別途交付事業者が定める「特定外来生物防除等対策事業公募要領」に基づく応募申請書中にその旨の記載がなければ、該当しないものと判断する場合がある。